

**改正**

平成27年3月31日告示第43号

令和3年3月18日告示第33号

茂原市男女共同参画社会づくり推進協議会設置要綱

(設置)

**第1条** 茂原市男女共同参画計画（以下「計画」という。）の円滑な推進を図るため、茂原市男女共同参画社会づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

**第2条** 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 計画の実施状況に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会づくり推進に関すること。

(組織)

**第3条** 協議会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係諸団体の代表者
- (3) その他市長が必要と認める者

3 前項第3号に掲げる者は、公募により選考するものとする。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(任期)

**第4条** 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第5条** 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 協議会は、会長が招集する。ただし、委員が選任されて最初に行われる会議にあつては、市長がこれを招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会長は、必要に応じて委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

**第7条** 協議会の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(その他)

**第8条** この告示に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

**附 則**

この告示は、公示の日から施行する。

**附 則** (平成27年3月31日茂原市告示第43号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則** (令和3年3月18日茂原市告示第33号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。